

《研究論文》

専門職大学に係る制度設計過程の検討

— 専門職大学創設をめぐる審議・専門職大学設置基準・設置申請現況の考察を通して —

久留米大学 小 田 茜

ABSTRACT

An Examination of a Process of a Systematic Design of
“Universities of Applied Sciences”

— Focusing on the Process of Discussions, an Institutionalization of a
Standard for Establishing and the Present Situation about an Application —

Akane ODA

Kurume University

The aim of this paper is to clarify a process of a systematic design of “Universities of Applied Sciences” by examining characteristics of the discussion, standard for establishing and present situation about an application. “Universities of Applied Sciences” are new universities which implement vocational education and will be founded April 2019. In the discussion, there were 2 main discussion points about policies of specialized training colleges and universities.

First, specialized training colleges which have implemented vocational education for senior high-school graduates are not stipulated in article 1 in the School Education Law, therefore they couldn't have gotten a government subsidy and had a low economic infrastructure. So, people involved demanded to improve the systematic position by suggesting institutionalization of new schools implementing vocational education in the Central Council for Education and they desired to move to new schools stipulated in article 1. On the other hand, MEXT requested institutionalization of new schools for other reason: they desired to promote a differentiation of university by establishing new schools implementing vocational education.

This paper studied the process of the systematic design by focusing how above 2 points had been maintained or changed. The result is as follows: First, the first half of discussion, the opinion that new schools should be established as non-universities to enable existing specialized training colleges move to new ones easily was superior. After that, people involved colleges let the new course institutionalize, namely, “Professional Post-Secondary Course (PPSC)” because they aimed to move colleges which has the course to new schools.

However, a latter half of discussions, opinion that new schools should be established as universities from a point of view an international community. As a result, new schools will be institutionalized as new universities. Therefore, almost all existing specialized training colleges can't be going to move to new schools because many of them can't meet universities' standard of establishing. On the other hand, MEXT recommended existing universities will move to new ones.

After that, new universities was named "universities of applied sciences" and an establishing standard was institutionalized. It is obligated to organize educational courses and implement practices by cooperating with enterprises in the standard. In fact, the standard is mainly based on that of PPSC. In addition, it is stipulated to enable partial departments in existing universities and colleges establish small-scale schools. However, the number of school corporations which applied an establishment in first year was only 13. Furthermore, everything was a corporation which runs existing colleges, and none of existing universities applied.

Judging from a present stage, a new universities' policy is incomplete as measures for the promotion both existing specialized training colleges and universities. However, a few school corporations managing specialized training colleges could establish to new schools (universities) stipulated in the article 1. Therefore, policies of colleges was advanced partly.

1. はじめに

(1) 問題の所在

本稿の目的は、専門職大学の創設をめぐる審議に係る主要論点はいかなるものであり、それらが専門職大学設置基準の制度化及び設置申請が行われるなかでいかに維持・変容していったのかを考察することを通じて、専門職大学の制度設計過程の特質を明らかにすることである。

文部科学省（以下、文科省）は、2019年4月より「専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関」である「専門職大学」を開学することを、「学校教育法の一部を改正する法律」の成立（2017年3月）を以て発表した。専門職大学は、「深く専門の学芸を教授研究し、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開することを目的」（同法第83の2）とする高等教育機関であり、大学制度の中に位置づけられている。専門職大学の創設が提案されたのは、2016年5月中央教育審議会（以下、中教審）答申『個人の能力と可能性を开花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について』（以下、「専門職大学答申」）であるが、「新たな高等教育機関」の創設の構想は、2008年設置の「職業教育・キャリア教育部会」（以下、「キャリア部会」）や、本部会を取りまとめた2011年中教審答申『今後の学校教育における職業教育・キャリア教育の在り方について』（以下、「キャリア答申」）の時点からなされており、その審議期間を含めると専門職大学の創設に関する議論は約8年という長期間にわたって行われた。高等教育機関に新たなタイプの学校が設置されるのは、1964年の短期大学（以下、短大）の恒久化以来の55年ぶりのことであり、その名称が決定する前の審議段階から、山本（2014）、猪野（2016）、児美川（2016）において「新たな高等教育機関」をめぐってエッセイや論説、インタビューが発表されるなど、専門職大学への社会的関心は非常に高まっている。

(2) 先行研究の整理と本稿の課題

専門職大学をめぐる先行研究では、「新たな高等教育機関」の創設に係る答申や報告書の分析を行った佐々木（2012、2015）、専修学校専門課程（以下、専門学校）の制度改革の動向に着目して専門職大学の創設経緯を捉えた小林（2016）、高等教育段階の職業教育のロジック分析を主題として、専門職大学の議論において現れていた諸ロジックの析出・整理を行った小田（2017）、国際比較の観点から高等教育の職業教育を捉えたうえで、専門職大学のプログラムの意義及び大学における職業教育の課題を明らかにした金子（2017）などの研究が蓄積されている。このように先行研究では、未だ開学なされていない段階であるものの、専門職大学の制度化の経緯やその審議を中心に考察や分析がなされており、今後もより詳細な検討が求められよう。また、冒頭で述べたように2017年3月には「学校教育法の一部を改正する法律」が成立し、それによって専門職大学設置基準が制度化され、同年12月には初年度の専門職大学の設置申請校が公表されている。こうしたなかで、先行研究における審議過程の分析の知見を踏まえつつ、審議終了以降の専門職大学の制度化以降の動向も併せて捉え、その内実を明らかにすることが、専門職大学の制度化の今後の展開を考察・分析していく上で重要となるだろう。

したがって本稿は、その基礎的作業として、専門職大学の創設をめぐる審議に係る主要論点を整理するとともに、それらが専門職大学設置基準の制度化及び設置申請がなされるなかで、いかに維持・変容していったのかを考察することを課題とする。それにより専門職大学の制度設計過程を明らかにする。なお本稿では「制度設計過程」を、専門職大学という名称が決定される前の段階である「新たな学校種」及び「新たな高等教育機関」の創設をめぐる審議の段階から、学校教育法の一部を改正する法律の成立後、専門職大学設置基準が法制化され、実際に開学される前の段階までの動向を指すこととする。

1節（本節）では専門職大学の先行研究の検討、2節では専門職大学の創設をめぐる審議を整理し、いかなる論点が審議で重視されたのかを明らかにする。そして3節では専門職大学の設置基準及び設置申請現況を考察する。最後に4節で本稿のまとめを行い、専門職大学に係る制度設計過程の特質を考察する。

2. 専門職大学の制度化の経緯

(1) 「新たな学校種」の創設の必要性

2節では、専門職大学の制度化の経緯について、その審議過程に着目して述べる。本審議過程のポイントは、以下で詳述する「キャリア部会」において議論された「新たな学校種」の創設の提案が、元々既存の専門学校の制度的地位向上の運動を源流とする点と、既存の大学の機能別分化を促す起爆剤として捉えられた点である。そのため本節は専門学校制度改革や大学改革にも適宜触れつつ、専門職大学の制度化の経緯を述べていく。

① 「キャリア部会」の概要

「キャリア部会」は、2008年12月に文科省からの「今後のキャリア教育・職業教育の在り方について」の諮問を受けて設置された生涯学習局所管の部会である。本部会では、後期中等教育のキャリア教育・職業教育の充実方策や、高等教育のキャリア教育・職業教育の充実方策、発達段階に応じたキャリア教育の在り方、学校から職業への円滑な移行に必要な基礎的・汎用的能力に

ついて等が議論され、その中でも特に高等教育のキャリア教育・職業教育に関する議論が精力的に行われた。本部会の設置背景について「キャリア答申」では、急激な産業構造・経済構造の変化によって企業が人材育成を行う余裕を失っている¹ため、学校段階でのキャリア教育・職業教育が求められている点を挙げた。そして特に高等教育の議論が取り上げられ、既存の高等教育の課題を踏まえ「職業実践的な教育に特化した枠組み」の整備をいかに構想するか、その具体的イメージとしての「新たな学校種」の意義をどのように考えるかが議論の中心となり、その整備に向けた提言が答申された²。

② 専門学校の1条校化運動

他方でこの「新たな学校種」の提案は実際のところ、「キャリア部会」で突如出現したものではなかった。本議論を推し進める原動力となったのは、専門学校の1条校化運動である。専門学校は1975年に制度化して以来、高校卒業者への職業教育を担う教育機関として確立してきたが、他方で学校教育法第1条に規定されない「非1条校」であるがゆえに、公費助成が受けられない等の課題を抱えており、専門学校関係団体は制度的地位向上を長らく求めてきていた。関係団体のなかでも最も有力な団体である全国専修学校各種学校総連合会（以下、全専各連）は、2006年2月に、小・中・高校・大学等と同様に学校教育法の第1条に専門学校が規定されることを目指し1条校化運動推進の決議を行い³、国に提示を行った。

そののちの2007年には文科省生涯学習政策局長決定によって、「専修学校の教育制度の改善や、今後の振興方策などについて研究・検討する」ことを目的とした「専修学校の振興に関する検討会議」が設置された。本会議では、専修学校教育を踏まえた「新たな学校種」の創設の必要性及び、「既存の専修学校制度での職業教育力の向上政策、格差是正」が提唱された⁴。特に前者については、「キャリア教育・職業教育の在り方の全体像を議論する中で、重要な課題の一つとして、より総合的・多面的で専門的な検討を行い得る場である中央教育審議会において、議論を深めていくことが適当⁵」と結論づけられた。ここで述べられている中央教育審議会が前述の「キャリア部会」であり、専門学校関係者は、「キャリア部会」において、「新たな学校種」に既存の専門学校を移行させることによって、その1条校化の実現を目指したのである。

③ 既存の大学の機能別分化の促進

なお、この議論を推し進めたもう1つの流れとして、産業界や文科省からの、「既存の大学の機能別分化の促進」の要求がある。小田（2017）が指摘するように、既存の大学が職業教育を実施することの限界の打開策として、「新たな学校種」の創設が求められた。大学の機能別分化については、周知のとおり、2004年に文科省高等教育局から発表された「我が国の高等教育の将来像」（以下、「将来像答申」）で提言されている。本答申では、21世紀を「知識基盤社会」（knowledge-based society）と捉える観点から高等教育を整備する必要性を指摘し、特に高等教育の中核を担う大学は、7つの機能—①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）—にそれぞれ緩やかに分化していくべきと提言がなされた⁶。「キャリア部会」でも上述の答申内容が度々取り上げられ、例えば、「キャリア部会」第8回の配付資料8「後期中等教育及び高等教育の職業教育の在り方について（論点

メモ)では、既存の大学・短大の課題の一つとして、「将来像答申」で提示された7つの機能を挙げたうえで、特に職業教育に言及し、「大学における職業教育の充実を図ることが重要であるが、大学固有の性格を踏まえれば、職業実践的な教育内容や方法を採用する上で、一定の制度上の限界があるのではないかと示しており、職業教育との関連で機能別分化の必要性を提起し⁷、「キャリア答申」でも言及されている⁸。また特に、「キャリア答申」では養成人材に関しては、「経済・社会活動の基幹をなす中堅人材として活躍する、様々な職業・業種における実践的・創造的な職業人」が求められるとしている⁹。「キャリア部会」前後では、こうした人材養成についての議論がされながら、「既存の大学の機能別分化」に関する提起も行われていたのである。

上記の点から「キャリア部会」時点において、専門職大学の創設をめぐる審議における主要論点は、①既存の専門学校の1条校化運動の実現と結びついたものとしての「新たな学校種」の提案と、②既存の大学の機能別分化政策、とりわけ職業教育を中心としたそれを促進するための「新たな学校種」創設、という2点であったと言える。次の(2)では、「キャリア部会」以降の審議に即しつつ、この論点の変化を見ていく。

(2) 教育再生実行会議「第5次提言」以降の動き～「新たな高等教育機関」の制度化の推進

① 「新たな高等教育機関」の創設の提言

2011年に「キャリア答申」が出され、そこで提言された「新たな学校種」の創設をめぐる新たな動きが生じたのは、2014年に発表された教育再生実行会議「第5次提言」においてである。教育再生実行会議とは、「21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要がある¹⁰」として、第2次安倍政権下で2013年1月にその開催が閣議決定された会議である。安倍政権は第1次政権当時より、2006年の教育基本法改正において職業に関する文言を盛り込むなど¹¹、職業教育制度については教育再生実行会議創設以前から力を入れていた。こうした背景があるなかで、本会議の第19回(2014年4月3日)の配付資料では、学制改革に関する論点、特に高等教育における職業教育に関する論点の一つとして「実践的な職業教育を重視した高等教育機関」の意義・効果・社会的要請に関するものが提示されるようになり¹²、その後、議論が行われるようになった。そして第5次提言では、現在の学制の見直しを提起するなかで職業教育制度について言及され、既存の大学・短大や専門学校などの既存の高等教育の意義と限界を挙げたうえで、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化する」と明記した。

② 「新たな高等教育機関」の制度的位置づけの決定と専門学校1条校化政策・大学の機能別分化政策の関係性の変化

そして、教育再生実行会議において高等教育段階における職業教育の重要性が提言され、高等教育局・生涯学習局所管の「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」(以下、「有識者会議」)が2014年10月に設置され、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の基本的制度設計をどのように考えるかが主たる議題となった。本会議では「新たな高等教育機関」を大学体系内に位置づけるか、大学体系外に位置づけるかが議論の中心となったが、結論としては、国際的通用性の観点から大学として位置づける方向性が決定¹³し、2015年3月に

「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について（審議のまとめ）」が出されている。それではこの結論によって(1)で見た、専門学校と大学の1条校化政策と大学の機能別分化政策をめぐる論点はどのように変化したのかを以下では見ていこう。

専門学校の移行の困難

専門学校関係者は「キャリア部会」時点から、専門学校を非大学の1条校としての「新たな学校種」に移行させることを望んでいた¹⁴。それは、大学の設置基準を既存の専門学校は満たすことができないという認識もあったのではないかと考えられる。また「キャリア部会」後には、「キャリア答申」で提唱された「新たな枠組み」の趣旨をいかしていく「先導的試行」としての「企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程」、すなわち「職業実践専門課程」の創設が2013年8月になされ、小林（2016）が指摘するように、専門学校関係者は『職業実践専門課程』がいずれ『職業実践的な教育のための新たな枠組み』へ移行する、又は移行する上で有利になるとの期待を持ち、専門学校のなかでもこの新たな課程を有する専門学校が「新たな学校種」に移行させることを想定していたと考えられる。

しかし前述の「有識者会議」の結論によって、既存の専門学校や職業実践専門課程を有する専門学校が「新たな高等教育機関」へ移行することは、設置基準のクリアの問題等で、そのほとんどが困難になったと考えられる。

既存の大学の移行を前提とした「新たな高等教育機関」

他方で「新たな高等教育機関」は「新大学」として位置づけられることによって、「キャリア部会」の際から重視されていた既存の大学の機能別分化政策との関連が強く問われることとなった。小田（2017）が明らかにしているように、「有識者会議」後の2015年4月に設置された高等教育局・生涯学習局所管の「特別部会」では、例えば「新たな高等教育機関」の教育内容について、既存の大学の「学士力」をベースとしつつ実践的な職業教育志向を有するものとして捉えるべきとする意見が優勢となる¹⁵など、既存の大学のシステムを中心に置きながら制度設計の構想がなされていた。

そして「特別部会」ののちに発表された「専門職大学答申」では、養成すべき人材像として、基礎・教養や理論にも裏付けられた優れた技能等を強みに、事業の現場の中核を担い、現場レベルの改善・革新を牽引していくことのできる人材¹⁶が想定され、教育内容・方法や教員条件等の制度設計の基本的方向性が提示された。また、設置形態に関しては「既存の大学・短期大学が、実践的な職業教育の専攻を新たに開設し、アカデミックな教育とより実践的な教育とを共に提供していけるようにすることも、有益と考えられる」と指摘したうえで、既存の大学・短大が、一部の学部や学科を転換させる等により、新たな機関を併設できるようにすることが適当である¹⁷とし、既存の大学・短大が移行できる仕組みを整備していくことがまとめられた。この点からは、「キャリア部会」の時点で主要論点の1つとなっていた、既存の大学の機能別分化の起爆剤としての「新たな学校種」の創設の必要性という論点が、「既存の大学の『新たな高等教育機関』への移行」という形に深化したと捉えることができる。

以上 2 節では、専門職大学の審議の経緯を、そこで重視された主要論点である「専門学校」の 1 条校化」と「既存の大学の機能別分化の促進」の 2 点に着目しながら整理した。その結果として「有識者会議」以降、専門学校」の 1 条校化を実現させるものとしての「新たな学校種」構想は頓挫し、既存の大学の「新たな高等教育機関」への移行に向けた動きが推進された点が明らかとなった。3 節では専門職大学設置基準の発表以降の動向を捉えつつ、専門職大学の創設に係る主要論点の変化を検討する。

3. 専門職大学の設置基準と設置申請現況

2017年3月になると、これまで審議されてきた「新たな高等教育機関」の名称は「専門職大学」に決定し、2019年4月から開学することが閣議決定した。そして本稿冒頭で述べたように、5月末に「学校教育法の一部を改正する法律」が公布され、専門職大学の目的が規定された。課程については「前期2年の前期課程及び後期2年の後期課程及び前期3年の前期課程及び後期1年」（第87条の2）とすることが規定された。また学位については、専門職大学を卒業した者に対し「学士（専門職）」を、また専門職大学の前期課程を修了した者に対し「短期大学士（専門職）」を授与することとなっている¹⁸。これらを経て同年9月、専門職大学設置基準が発表された。本節(1)では、この設置基準の特質について、2節で整理した審議に係る論点も踏まえつつ考察を行う¹⁹。(2)では、2017年12月に、2019年開学に向けた専門職大学設置申請を行った学校法人名が発表され、各学校の学部・学科名や定員数も明らかとなったことから、専門職大学の設置申請の現況を考察する。

(1) 専門職大学設置基準の特質

① 専門職大学設置基準の概要

専門職大学設置基準は2節で述べたように、専門職大学が既存の大学の移行を想定しているため、既存の大学の設置基準を基盤に制度化されている。そのうえで本設置基準は、産業界との連携による教育課程の編成や実習の実施、実務家教員の登用、小規模かつ弾力的な施設設備基準についての規程が設けられている点がまず大きなポイントである。教育課程については設置基準の第4章第10条で「専門職大学は、当該専門職大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために、必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」と定め、編成主体として「教育課程連携協議会」が設けられている。そして第13条では専門職大学で開設すべきとされる科目として①基礎科目、②職業専門科目、③展開科目、④総合科目が定められ、さらに企業との連携によって実施する「臨地実務実習」が規定されている。

次に教員に関して特筆すべきは、第36条で「専任教員の数のおおむね4割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」を「実務家教員」として、その登用を義務付けている点である。これは既存の大学の設置基準では規定されていない。

そして学生数は、第17条において「専門職大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができ

ると認められる場合は、この限りではない」と定められており、40人以下という少人数で授業が開かれることと規定されている。なお大学設置基準では、「教育効果を十分に挙げられるような適当な人数」（第24条）とされており、具体的な数字等は示されていない。

最後に施設設備（校地面積、運動場・体育館・その他のスポーツ施設、校地面積）に関しては既存の大学よりも弾力的な基準が設けられている。例えば校地面積については、第46条で「専門職大学における校地の面積（附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり10平方メートルとして算定した面積とする」としており、既存の大学と同様の面積であるが、同条2項では、「前項の規定にかかわらず、専門職大学は、その場所に立地することが教育上特に必要であり、かつやむを得ない事由により所要の土地を取得することが困難であるため前項に規定する面積を確保することができないと認められる場合において、教育に支障のない限度において、当該面積を減ずることができる。」と規定されている。このような対応は運動場・体育館・その他のスポーツ施設、校舎面積に関してもそれぞれ適用されている。また、特に校舎面積に関しては、小規模の学部・学科を想定した規定がなされており、第47条別表第2において、基準校舎面積が学部の種類によって規定されているが、収容定員が、100人までの場合、200人までの場合、400人までの場合、800人までの場合、801人以上の場合とで区分されている。既存の大学設置基準における収容定員数の最低が「200人まで」に設けられているのに対し、専門職大学のそれでは「100人まで」が新設されている点が特徴である。

② 専門学校職業実践専門課程の教育内容・方法の反映

以上では専門職大学設置基準の概要を示したが、その特質の1つは、専門職大学設置基準は既存の大学のそれをベースにしながらも、2節でも触れた専門学校職業実践専門課程の教育内容・方法が大きく反映されている点である。この職業実践専門課程は修業年限2年以上、修了に必要な授業の総時間が1700単位時間以上と定められ、企業と密接した連携体制を有する「教育課程編成委員会」の設置及び実習の実施等が義務づけられた専門学校の教育課程である。小田（2017）が明らかにしたように、職業実践専門課程の制度化ののちの「有識者会議」・「特別部会」に出席した専門学校関係者は、職業実践専門課程は専門学校自体の振興のみならず「新たな高等教育機関」の創設にあたっての重要なステップとしても認識しており、「専門職大学答申」の関連資料においても、「新たな高等教育機関」の教育内容・方法のうち特に教育課程や教員条件は、専門学校のそれを取り入れるものとして図が示されている²⁰。このことから、専門職大学設置基準における教育課程や教員の規程には、審議段階で専門学校の1条校化を推し進めるものとして注目されていた専門学校職業実践専門課程の内容が反映されていることが考察できる。

③ 既存の大学及び専門学校の移行を踏まえた小規模かつ弾力的な規程

次に、専門職大学設置基準では、少人数の学生数の設定や、既存の大学よりも小規模かつ弾力的な施設設備の規程がなされていたが、その理由は2節(2)②でも述べたように既存の大学が一部の学部や学科を転換させることを容易にするためであるだろう。また審議段階で、大学の設置基準を満たせないことを理由に、殆どの専門学校の移行が困難となった状況に対して、設置基準の段階において弾力的な規程を加えることで、移行のハードルを下げようとしたとも考えられる。

(2) 設置申請の現況の考察

次に、専門職大学の設置申請を実際に行った学校の特徴やその狙いをみていこう。文科省高等教育局のホームページでは、2017年12月に「平成29年11月末申請の大学等の設置認可」の諮問がなされたことが公表され、「平成31年度開設予定大学等設置認可申請一覧」が掲載されている。(2)ではまず、この内容について考察をしていく。なお、設置認可申請を行った専門職大学一覧を表1に示している。表1から読み取れるのは、設置申請数がごく少数である点と、設置申請を行った法人はいずれも既に専門学校を設置している学校法人であり、既存の大学・短大からの移行・新設はゼロである点である。専門学校は現在、2817校（2017年現在）である²¹が、そのうちの13校であり、割合で見るとわずか約0.5%である²²。なお3節(1)②で触れた、「新たな学校種」への移行を意図して「キャリア部会」のちに制度化された専門学校職業実践専門課程の認定学校数は833校（全専門学校の29.5%、2016年現在）あるが、その数と照らし合わせても、非常に少数であるといえる²³。また2節(2)で述べたように、審議の結論の段階では既存の大学の専門職大学の一部新設・移行の推進が提起されたが、初年次を見る限りではその動きは見受けられない。

それでは、個々の学校はなぜ設置申請を行ったのか。専門職大学の目的や期待、課題をいかに捉えているのか。筆者は、2017年12月に東放学園映画専門学校で行われたコンテンツ教育学会主催の「専門職大学シンポジウムvol.4²⁴」に参加し、設置申請を行った学校関係者と文科省高等教育局関係者とのパネルディスカッションを聴講したため、この内容をここでは示していく。

本シンポジウムでは、専門職大学の設置申請を行った学校法人国際ビジネス学院の金沢専門職大学の関係者から「専門職大学構想」について発表が行われた。国際ビジネス学院は、ペット、調理、美容系の専門学校を元々経営しており、既に経営している専門学校に加えて新たに、食と美容に特化したマネジメント系の学部を有する「金沢専門職大学」を設立する形を取っている。申請をした契機の一つとしては、業界からのニーズを挙げていた。美容師及びパティシエ業界においては「経営視点を持った実務者、実務経験を持った管理者の不足」が認識されており、この点に応えるべく、専門学校では「実践教育」に力を入れているものの、経営という観点からの実務者養成が不十分である状況を踏まえ、なおかつ、理論中心・座学中心の大学の経営学と異なるものが必要であるという考えから、専門職大学を設立するに至ったとしている。また、金沢専門職大学は80名という定員で初年次はスタートするが、資金の確保、定員数を踏まえた校地・校舎面積の整備、また地方部であるゆえの実務家教員と研究能力を有する教員の確保の困難を認識していた。

このことから、専門職大学の設置申請者は、既存の専門学校と大学の差異に着目しつつ、業界のニーズに相応しい形で教育を行うための教育機関として、専門職大学を捉えていることが分かる。また、専門職大学設置基準は、既存の大学のそれよりも弾力的ではあるものの、従来から経営してきた専門学校の設置基準と比べると校地面積や教員条件面でハードルが高く、また地域性が基準をクリアする際に影響を与えることを認識している点も窺える²⁵。

表 1 専門職大学を開設予定の学校の認可申請一覧

出典：(文科省ホームページ「平成31年度開設予定大学等認可申請一覧」のPDFの内容を編集して筆者が表作成。) 参考PDF：

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/daigaku/toushin/attach/_icsFiles/afieldfile/2017/12/21/1399756_01.pdf
(最終閲覧日:2018/01/08)

大学名	位置	設置者
国際工科専門職大学	東京都新宿区 愛知県名古屋市 大阪府大阪市	学校法人日本教育財団
国際ファッション専門職大学	同上	同上
専門職大学 東都学院大学	東京都目黒区 神奈川県茅ヶ崎市	学校法人小関学院
東京医療福祉専門職大学	東京都新宿区	学校法人日本教育財団
東京専門職大学	東京都江東区	学校法人敬心学園
金沢専門職大学	石川県白山市	学校法人国際ビジネス学院
名古屋医療福祉専門職大学	愛知県名古屋市	学校法人日本教育財団
京都専門職大学	京都府京都市	学校法人大和学園
大阪医療福祉専門職大学	大阪府大阪市	学校法人日本教育財団
島根保健福祉専門職大学	島根県仁多郡奥出雲町	学校法人仁多学園
岡山医療専門職大学	岡山県岡山市	学校法人本山学園
高知リハビリテーション専門職大学	高知県土佐市	学校法人高知学園
福岡専門職大学	福岡県福岡市	学校法人福岡医療学院

以上、2・3節では、専門職大学の創設をめぐる審議に係る主要論点の分析と専門職大学設置基準及び設置申請現況を考察した。最後に4節では本稿のまとめを行う。

4. 専門職大学の制度設計過程の内実及びその考察

(1) 専門職大学の制度設計過程

最後に本節では、本稿で検討した内容に即して、制度設計過程を記述する。まず専門職大学の創設をめぐる審議に係る主要論点は、専門学校1条校化の実現と、既存の大学の機能別分化の促進の2点であった。具体的には、専門職大学という名称が決定する前の「新たな学校種」創設の議論は元々、専門学校の1条校化運動において提案された「新たな学校種」の創設の提案が発端であり、その議論の流れの中に既存の大学の機能別分化の促進という論点も合流していた。その後教育再生実行会議「第5次提言」の発表以降、「新たな高等教育機関」の創設をめぐる審議が進められ、「新たな高等教育機関」が大学体系へ位置づけられることが決定するなかで前述の主要論点の位置づけも変化した。すなわち大学の設置基準を満たすことが難しい殆どの専門学校はそれへの移行が厳しくなり、専門学校の1条校化という論点は本議論の文脈では弱まった。他方で「新大学」の議論において、既存の大学やその一部の学科の移行を推進する動きが高まり、既存の大学の機能別分化の促進という論点は深化していった。

それゆえ審議後に制度化された専門職大学設置基準を見てみると、小規模かつ弾力的な施設設

備に係る規程があり、既存の大学の一部学科の移行を想定している点が見受けられた。他方で「新たな学校種」の創設及び専門学校の特例化政策の動きのなかで制度化された専門学校職業実践専門課程の教育内容・方法が大きく反映されている点、前述の弾力的な規程内容を踏まえると、専門学校職業実践専門課程からの移行も審議の時点ではその困難が捉えられつつも、設置基準制度化以降も専門学校の特例化の動きの可能性は一定程度残されていた点が窺える。一方、初年次という範囲ではあるが、2019年度にスタートする専門職大学の設置申請現況を見てみると、既存の大学が申請する動きは確認できず、設置申請を行ったのは全て専門学校を設置している学校法人13校であった。それは新大学を設置するのに十分な資金・教員・校地面積等を確保できる専門学校を設置している学校法人のみであったといえよう。

以上が、専門職大学に係る制度設計過程である。

(2) 制度設計過程から見る専門職大学政策の課題と到達点

① 専門職大学政策の展開の不透明性

以上の制度設計過程の内実を踏まえてまず考察できるのは、専門職大学政策は、審議段階において、既存の専門学校・大学政策の振興を促すための政策として大きな位置を占めていた点である。しかし、審議段階での主要論点の、設置基準の制度化や設置申請がなされるなかでの変容過程を見てみると、専門職大学政策と既存の専門学校・大学の振興政策との関連性は、中途半端なものとなっていると言わざるを得ない。すなわち、審議の当初で大きな位置を占めていた専門学校の特例化の動きは、「新たな高等教育機関」が「大学」となったことで設置基準のクリアの困難を理由に、基本的には頓挫し、また、専門職大学は、その一方で既存の大学の機能別分化を促進する起爆剤として審議の結論では位置づけられていたにも関わらず、初年次の時点では、専門職大学を設置申請する既存の大学はゼロとなっており、審議段階における論点が反映されていない。

なお他方で文科省は、専門職大学政策とは別に、2017年3月に「我が国の将来構造部会」第7回において「専門職大学の趣旨を既存の大学の中にも活かし、大学の一部の組織において実践的かつ創造的な専門職業人養成を行う取組を推進するよう、『専門職学科』の制度を新設する」という方向性を示している²⁶。この方向性は、2019年度に新設される専門職大学との関係をどのように持つのか。現時点の状況を見る限りではその点も不明瞭であり、専門職大学政策それ自体をいかに意義づけていくかが課題となるだろう。

② 専門学校の1条校化をめぐる到達点

他方で初年次という限定的な範囲であり、かつ全専門学校のうち0.5%という極少数であるが、専門学校を設置する学校法人が、1条校の専門職大学を新設することが出来たのは、専門学校の特例化運動の一つの到達点として捉えることができるだろう。また、本稿の検討の中心からは外れるが、専門学校がこれまで実施してきた職業教育が、社会的地位を有する新たな「大学」の制度のなかに位置づけられることで、従来よりも職業教育の制度的地位が高まったと見ることもでき、それは専門職大学の制度化の意義として大きいと言え、高等教育段階の職業教育政策をいかに発展させていくのかの検討が今後求められよう。

以上が本稿の考察である。なお本稿では、専門職大学政策をめぐる社会的背景の詳細な検討、大学や専門学校などの既存の高等教育改革との関係の構造的な分析、職業教育をめぐる動向の検討等を行うことが出来なかった。この点は今後の課題としたい。

註

- 1 「キャリア答申」の序章第1章で今日の産業構造や就業構造の変化が挙げられている。この一文はその一部を要約したものである。なお「キャリア答申」の文献情報は、中央教育審議会(2011)『中央教育審議会答申 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について』、株式会社ぎょうせい。
- 2 「職業実践的な教育に特化した枠組み」の詳細については「キャリア答申」80-88頁を参照のこと。
- 3 専門学校の1条校化運動に関する全専各連の構想や関係者の認識の実態については瀧本(2008)参照のこと。
- 4 この点の詳細は、本会議の報告書(2008年11月公表)である「社会環境の変化を踏まえた専修学校の今後の在り方について(報告)」の「3. 専修学校の今後の在り方について」の以下のURLを参照のこと。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/015/houkoku/attach/1374823.htm
(最終閲覧日:2018/01/07)
- 5 同上報告書の「4. 今後の検討の方向性等」より引用している。URLは以下の通りである。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/015/houkoku/attach/1374824.htm
(最終閲覧日:2018/01/07)
- 6 「我が国の高等教育の将来像」答申の序章、第2章の内容を一部引用している。詳細は以下のURLを参照のこと。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm
(最後閲覧日:2018/01/08)
- 7 配付資料8の詳細は以下のURLを参照のこと。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo10/shiryo/attach/1279267.htm
(最終閲覧日:2018/01/07)
- 8 「キャリア答申」では大学の職業教育の現状について、「専門の学芸の教授研究に関心が集中する中で、結果として、職業教育の意義や位置付けが不明確になり、職業実践的な教育が十分に展開されてこなかった」(81頁)点や、「我が国の現状においては、企業内教育や既存の高等教育機関の職業教育の充実に向けた努力に期待するのみでは、必ずしも十分な対応がとれない」(82頁)点が述べられ、大学の制度的位置づけに言及しながら職業教育への対応の不十分さが指摘されている。
- 9 「キャリア答申」81-82頁から引用している。
- 10 「教育再生実行会議の開催について」の以下のホームページの「趣旨」の文章を引用している。
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaiei/kaisai.html> (最終閲覧日:2018/01/07)

11 改正教育基本法第 2 条教育の目標では、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」が新たに規定されている。

12 例えば第 19 回会議の配付資料 1 では、論点として「高等教育機関の多様化を踏まえ、その構造、年限等は、どうあるべきか。特に、質の高い職業人を育成するための職業教育制度（専門高校、高等専門学校、専修学校、大学等）は、どうあるべきか。」が提示され、その中で、「実践的な職業教育を重視した高等教育機関」について挙げられている。本配付資料の PDF 名は以下の通りである。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaicei/dai19/siryoul.pdf>

(最終閲覧日:2018/01/07)

13 制度的位置づけの議論の流れの詳細については、小田 (2017) を参照のこと。

14 「キャリア部会」の委員であり当時、全専各連理事長及び学校法人宮崎学院理事長を務めていた川越宏樹委員は、本部会第 2 回において「新たな学校種」の創設について「私の議論を進めていきますと最終的に新しく一条校になる新専門学校対大学、短大という対立軸的な議論にならざるを得ない」と発言しており、「キャリア部会」当初は「新たな学校種」を大学・短大とは異なる 1 条校を想定し、そこに専門学校を移行させることを望んでいた点が読み取れる。

15 詳細は、小田 (2017) 22 頁を参照のこと。

16 「専門職大学答申」13 頁及び付属資料に、養成する人材像の詳細が提示されており、その内容を要約。答申の PDF 名は以下の通りである。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/10/24/1371833_1_1_1.pdf

(最終閲覧日:2018/01/08)

17 本文の鍵括弧の内容は「専門職大学答申」、28 頁を引用している。

18 その他、専門職大学の概要については、以下の文科省高等教育局ホームページを参照のこと。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/1387235.htm (最後閲覧日:2018/01/07)

19 専門職大学設置基準は以下の PDF を参照のこと。

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/09/29/1395437_07.pdf (最後閲覧日:2018/01/07)

その他の専門職大学関係法令については以下の文科省高等教育局ホームページの URL を参照のこと。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/1395435.htm (最後閲覧日:2018/01/07)

20 詳細は、小田 (2017)、22-23 頁を参照のこと。

21 専門学校数は、「文部科学統計要覧 (平成 29 年版)」の専修学校のデータより抽出。URL は以下の通り。

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/002b/1383990.htm (最後閲覧日:2018/01/07)

22 なお大学の設置申請がなされたのは 3 校であり、いずれも専門学校を経営する学校法人からの申請である。

- 23 なお設置申請を行った学校法人が既存の専門学校（の職業実践専門課程）から移行したものであるのか、完全に別のものとして新設されたものであるのかについては、現時点では不明である。
- 24 専門職大学シンポジウムの概要・プログラムについては、以下のコンテンツ教育学会のホームページのURLを参照した。
<http://ccra.jp/event/%E5%B0%82%E9%96%80%E8%81%B7%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E3%82%B7%E3%83%B3%E3%83%9D%E3%82%B8%E3%82%A6%E3%83%A0%E3%80%80vol-vol-4/>
(最終閲覧日:2018/01/08)
- 25 なお本稿では、専門職大学1校のみの設置申請者の認識を捉えており、他の専門職大学設置申請者の認識は異なることも考えられ、一般化することはできない。この点は本稿の限界であり、今後の課題とする。
- 26 大学分科会（第138回）・将来構想部会（第9期～）（第7回）合同会議 配付資料7より引用。PDFは以下の通りである。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2017/10/27/1397784_06.pdf (最終閲覧日:2018/01/08)

参考文献

- ・猪木武徳（2015）「高等教育における職業教育重視を考える」『日本労働研究雑誌』第662号
- ・小田茜（2017）『『高等教育段階の職業教育』のロジック分析—『専門職大学』の創設をめぐる議論の審議過程に着目して—』『産業教育学研究』第47号第2巻
- ・金子元久（2017）『『専門職大学』の意味するもの』『日本労働研究雑誌』第687号
- ・小林信一（2016）「大学教育の境界—新しい高等職業教育機関をめぐる—」『レファレンス』第785号
- ・児美川孝一郎（2016）『『専門職業大学』設置と大学改革の迷走をめぐる—』『現代思想』第44巻第21号
- ・佐々木英一（2012）「我が国における高等教育における職業教育についての議論の動向—中教審答申『今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について』を中心に—」『追手門学院大学教職課程年報』第20号
- ・佐々木英一（2015）「我が国における高等教育における職業教育についての議論の動向(2)『実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関』を中心に—」、『追手門学院大学教職課程年報』第23号
- ・瀧本知加（2008）「専門学校の制度的特徴とその多様性—青年期職業教育機関としての可能性を展望して—」『産業教育学研究』第38巻第1号
- ・山本奈生（2014）「G型／L型大学と新しい階級制度」『佛大社会学』第39号